

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2024年9月号



岩田合同法律事務所

弁護士 [柏木健佑](#)

弁護士 [飯田浩司](#)

金融法務に関する法令の改正や裁判例の動向など、金融法務に関するトピックを取り上げて解説します。今回は、昨年12月末から今年4月にかけて施行された一連の銀行法、銀行法施行令及び銀行法施行規則の改正について取り上げます。これらの改正は、銀行の掲示について一定の場合にはインターネット縦覧の措置を講ずべきこと等、情報通信技術等に関する改正となっております。

本紙では、金融庁等より公表されたパブリックコメントの結果等を踏まえて、改正の概要及びポイントを解説いたします。

1 本件改正の概要

- 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」並びに同法の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令及び内閣府令【法律

- ①¹、政令①²、規則①³】
- ① 公告方法として、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法を定めている銀行等に対し、インターネットによる公衆閲覧に供することも追加で義務づけ
 - ② 営業所の臨時休業その他の所定の場合の掲示の掲示方法を店頭での掲示に加え、インターネットによる公表を義務付け
- 「内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」の一部改正等【規則②⁴】
- ① フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定の見直し
 - ② クラウド利用等に関する規定の整備
- 「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の一部改正等【規則③⁵】
- ・ 民間事業者等が対象法令の規定に基づき書面による縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項を縦覧等する方法として新たにインターネットによる表示を追加

¹ 【法律①】 デジタル庁「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和5年6月16日法律第63号）（<https://www.digital.go.jp/laws/2567b640-d579-488c-a512-57f51e70ed3f/>）

² 【政令①】 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令案（令和5年8月31日）→金融庁「「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令案に関するパブリックコメントの結果等について」（令和5年11月6日）（<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20231106/20231106.html>）

³ 【規則①】 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う金融庁関係府令の整備等に関する内閣府令案等（令和5年12月15日）→「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う金融庁関係府令の整備等に関する内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について（令和6年3月22日）（<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240322/20240322.html>）

⁴ 【規則②】 「内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」の一部改正（案）等（令和5年10月16日）→「内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」の一部改正（案）等に関するパブリックコメントの結果等について（令和5年12月27日）（<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20231227/20231227.html>）

⁵ 【規則③】 「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の一部改正（案）（令和6年1月18日）→「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の一部改正（案）等に関するパブリックコメントの結果等について（令和6年3月29日）（<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240329/20240329.html>）

2 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」並びに同法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令及び内閣府令について【法律①、政令①、規則①】

(1) 本件改正の内容

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による改正銀行法	
改正前	改正後
<p>以下について<u>営業所等での掲示</u>を義務付け。</p> <p>①天災等による銀行等の営業所の臨時休業に係る公告 (第 16 条第 1 項、第 52 条の 47 第 1 項)</p> <p>② 銀行業（銀行代理業者については所属銀行）の廃業等の公告 (第 38 条第 1 項、第 52 条の 48 第 1 項)</p> <p>③ 外国銀行代理銀行における所属外国銀行に関する届出内容の公告 (第 52 条の 2 の 9 第 2 項)</p> <p>④ 銀行代理業者の商号等の公衆閲覧 (第 52 条の 40 第 2 項)</p>	<p><u>公告方法として時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法を定めている銀行等は、以下について営業所等での掲示に加えてインターネットによる縦覧等を義務付け。</u></p> <p>①天災等による銀行等の営業所の臨時休業に係る公告 (第 16 条<u>第 2 項 (追加)</u>、第 52 条の 47 第 1 項<u>(追記)</u>)</p> <p>② 銀行業（銀行代理業者については所属銀行）の廃業等の公告 (第 38 条<u>第 2 項 (追加)</u>、第 52 条の 48 第 1 項<u>(追記)</u>)</p> <p>③ 外国銀行代理銀行における所属外国銀行に関する届出内容の公告 (第 52 条の 2 の 9 <u>第 3 項 (追加)</u>)</p> <p>④ 銀行代理業者の商号等の公衆閲覧 (第 52 条の 40 <u>第 2 項 (追加)</u>)</p>

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う 金融庁関係政令の整備等に関する政令に係る改正銀行法施行令		
規定	改正前	改正後
第5条第3項 ⁶	営業所ごとの休日を定める際、 当該営業所の店頭 に休日とする日の掲示を義務付け	営業所ごとの休日を定める際、 当該営業所の店頭 に休日とする日の掲示に加え インターネット上においても休日とする日の公表 を義務付け ⁷

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う 金融庁関係政令の整備等に関する内閣府令に係る改正銀行法施行規則	
1	営業所での掲示事項について営業所内での掲示に加えて銀行のウェブサイトでの掲載による縦覧等が義務付けられたもの（抜粋） <ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭債権等と預金等との誤認防止（第13条の5第5項） ・ 金融庁長官の承認を受けた休日（第15条第4項、第5項） ・ 営業時間の変更（第16条第4項） ・ 臨時休業（第17条第4項） ・ 廃業等（第26条第2項） ・ 所属外国銀行に関する届出等（第34条の2の34第4項） ・ 外国銀行代理銀行の標識の様式等（第34条の35第2項） など
2	金融庁長官への申請等に係る添付書類の記載事項に閲覧等に供する措置について追加（抜粋） <ul style="list-style-type: none"> ・ 休日の承認申請等（第15条第1項） ・ 臨時休業の届出等（第17条第1項第2号） ・ 外国銀行代理業に関する委託契約書の内容を記載した書面の記載事項（第34条の2の3第7号） ・ 銀行代理業に関する委託契約書の案の記載事項（第34条の35第1項第9号） など

⁶ ①銀行の営業所の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所の休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所につき金融庁長官が承認した日又は②銀行がその営業所を設置する際に、当該営業所の休日として金融庁長官に届出をした日をその営業所の休日とした場合の掲示義務等について規定（銀行法施行令第5条第2項第2号、第3号、同条第3項）。

⁷ 特定銀行代理業者の休日についても、改正後施行令第5条第3項見合いの規定に改正されています（施行令第16条の7第3項。なお、同項及び規則第34条の54の2が例外の場合について定めています。）。

(2) ポイント

- ・ 本件銀行法の改正について、公告方法として時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法を定めている銀行等については、本件改正により上記のような手続を実施する場合には、インターネットにより縦覧等する必要があります。対して、公告方法について、電子公告によっている銀行等については、本件改正は従前の業務運営態勢に影響を与えるものではないと思われまます。
- ・ 本件銀行法施行令の改正について、前記(1)のとおり、営業店においては、臨時休業の際、当該店舗の店頭で休日とする日を掲示するとともに、インターネット上においても休日とする日を公表しなければならないこととなり、これを前提にした行内規則や営業店でのオペレーションの改訂等体制を整備する必要があります。
- ・ 本件銀行法施行規則の改正について、前記(1)のとおり、営業所での掲示事項について営業所内での掲示に加えて銀行のウェブサイトでの掲載方法により縦覧等する必要があります。また、休日の承認申請等金融庁長官に対する申請等を行う際に提出する添付書類の記載事項に閲覧等に供する措置が追加されたものがあり、対象となる手続を実施する場合には、銀行法施行規則及び最新の監督指針様式・参考資料編の様式を確認して対応する必要があります。

(3) 施行日

- ・ 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」並びに同法の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令に係る改正銀行法施行令及び同内閣府令に係る改正銀行法施行規則は、いずれも令和6年4月1日から施行されています。

3 「内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」の一部改正等について【規則②】

(1) 本件改正の内容

- ・ 本件改正により、他の金融関連法令とともに、情報通信の技術を利用したみなし書面交付や同意取得における記録媒体について、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法」を「電磁的記録媒体」⁸と定義し直しました（規則第14条の11の8第1項第2号等）。

⁸ 「電磁的記録媒体」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体、と規定されています（規則案第14

- ・ また、本件改正により、情報の記録対象について、「電磁的記録媒体をもつて調製するファイル」と並置して「電子計算機に備えられたファイル」が追記され、銀行が事業年度ごとに作成を義務付けられている中間貸借対照表等及び貸借対照表等（以下総称して「貸借対照表等」といいます。銀行法第20条第1項）をオンライン上で作成することやクラウドを利用して作成することが可能であることが明確化されました（規則第19条第3項）。

（2）ポイント

- ・ 本件改正により、オンライン手続やクラウドを利用して、情報通信の技術を利用したみなし書面交付や同意取得を行うことができることとなったところ、オンライン手続やクラウドを利用して金融商品販売時に求められる書面交付や同意取得をすることとし、ペーパーレス化を進めるに当たっては、これを前提にした行内規則やオペレーションの改訂等体制を整備する必要があります。なお、銀行法施行規則とともに以下のような関連法令が改正されており、所管業務への影響を確認する必要があります。

- ・ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則
- ・ 信託業法施行規則
- ・ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令
- ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令
- ・ 保険業法施行規則
- ・ 資産の流動化に関する法律施行規則
- ・ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則
- ・ 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令など計61の府令・省令等が改正となる。

- ・ 本件改正により、貸借対照表等をオンライン上で作成することやクラウドを利用して作成することが可能であることが明確化されることとなり、これらの方法で貸借対照表等を作成することとする場合には、これを前提にした行内規則やオペレーションの改訂等体制を整備する必要があります。

（3）施行日

- ・ 「内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施

条の11の8第1項第2号括弧書）。また、金融庁は、「記録媒体」という語は、ある事柄を、後日その事柄の存否、内容等を確認し、証明する等の必要に応ずる目的で、記した物を指しており、確実に記録ができない物は含意されないとの見解を示しています（前掲4金融庁「内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」の一部改正（案）等に関するパブリックコメントの結果等について」No.1回答）。

行規則」の一部改正等に係る改正銀行法施行規則は、令和5年12月27日から施行されていません。

4 「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の一部改正等について【規則③】

(1) 本件改正の内容

- ・ 本件改正前においては、民間事業者等が対象法令の規定に基づき書面による縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項を縦覧等する方法として、民間事業者等の事務所に備置する電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類による旨定められておりましたが、本件改正により、これらの方法に加えて、新たにインターネットを利用して表示する方法が追加されました（内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（以下「e-文書法施行規則」といいます。）第9条）。なお、本件改正においては、監督指針も併せて改正されております。

(2) ポイント

- ・ 本件改正により、銀行法関係で、民間事業者等の事務所に備置する電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類による縦覧等に代えてインターネットによる縦覧等が可能となった書面としては以下のような書面がございますので、インターネットによる縦覧等を検討するにあたっては、e-文書法施行規則第9条及び別表第四を確認のうえ、当該文書がインターネットによる縦覧等が可能な対象となっているかを確認し、監督指針も参照する必要があります。

- ① 統合報告書（同法第21条第1項、第2項、第52条の29第1項）
 - ② 外国銀行代理銀行に所属外国銀行に係る説明書類等（同法第52条の2の6第1項）
 - ③ 銀行代理業者による所属銀行の説明書類等（同法第52条の51第1項）
 - ④ 銀行代理業者原簿（同法第52条の60第1項）
- など

(3) 施行日

- ・ 「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の一部改正に係るe-文書法施行規則は、令和6年3月29

日から施行されています。

5 小括

以上より、本件改正により、新たにデジタル技術を活用した手続が認められました。ただし、今後銀行法をはじめとする法令上の手続を実施する場合には、ポイントに記載した留意点を踏まえ、パブリックコメントを参照して検討、対応する必要があります。

【執筆者】



[柏木 健佑](#)（弁護士）

kkashiwagi@iwatagodo.com

東京大学法学部卒業、2007年弁護士登録。金融機関に対して、窓口対応から規制対応まで幅広くアドバイスを提供するほか、ファイナンス取引、不動産開発、訴訟・紛争解決、ジェネラルコーポレート等の法分野を取り扱う。



[飯田 浩司](#)（弁護士）

hiroshi.iida@iwatagodo.com

東京大学法科大学院修了、2010年弁護士登録。金融規制法務、金融取引法務、金融関係訴訟等を取り扱う。2014年から2016年まで金融庁総務企画局企画課保険企画室勤務。

岩田合同法律事務所

1902年（明治35年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。日本人弁護士約100名が所属するほか、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国弁護士経験を有する米国人コンサルタント等も所属し、特別顧問として、元金融庁長官中島淳一氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング15階

岩田合同法律事務所 広報：news@iwatagodo.com

※本ニューズメールは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。

また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。